

公共埼第184号
令和7年7月1日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

育児休業に係る給付諸制度の請求手続きについて（通知）

令和7年4月1日付け公共埼第12号及び第13号で通知しました各制度について、当初の内容から追加された点について下記のとおり御連絡いたします。

各所属所におかれましては、引き続き制度の実施、及び所属する組合員への周知等につきまして、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 育児休業手当金の支給期間の延長に係る見直しについて（令和7年4月1日付公共埼第12号で通知）

（1）添付書類について

ア 追加で提出が必要となる書類

誓約書（様式は公立学校共済組合埼玉支部ホームページに掲載）

提出時期：子の1歳到達月

イ その他注意事項

市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し（以下「利用申込書」とします）は、利用申込時に市区町村へ提出を行ったすべての書類（別紙等も含みます）の御提出をお願いします。

提出時期：子の1歳到達月、1歳6か月到達月（※1歳到達月に係る申込内容と申込内容に変更があった場合のみ）

※ 1歳に達した日後の期間について総務省令による延長給付の支給要件として、地方公務員等共済組合法施行規則第二条の五の五に、「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると認められる場合」となりました。

そのため、今までの確認に加え、利用申込書の記載内容について確認させていただきます。

2 育児休業支援手当金の請求について（令和7年4月1日付公共埼第13号で通知）

（1）制度概要

組合員およびその配偶者の方が、それぞれ対象期間（※1）内に14日以上の子育て休業取得をした場合、対象期間について最大28日間（※2）、標準報酬の日額の13%（※3）が支給されます。

※1 対象期間は対象者の産後休業の取得有無により異なります。

※2 育児休業支援手当金の支給期間のうち、土・日曜日を除いた日数分を支給します。

※3 給付日額は上限があります。（令和7年4月現在2,781円。毎年8月に改正があります）

（2）提出書類について

育児休業手当金と育児休業支援手当金を同時に提出する場合でも、請求書はそれぞれ作成のうえ、提出くださるようお願いいたします。

（3）書類の提出先について

書類一式を、短期給付担当あて直接ご提出ください。（県立学校教職員、教育局等職員も総務事務システム対象外です。）

3 育児時短勤務手当金について（令和7年4月1日付公共埼第13号で通知）

（1）制度概要

令和7年4月1日以降、2歳未満の子を養育するために組合員が育児時短勤務または部分休業を取得する際、一定の要件を満たす場合支給されます。

（2）書類の提出先について

書類一式を、短期給付担当あて直接ご提出ください。（県立学校教職員、教育局等職員も総務事務システム対象外です。）

4 その他

育児休業に係る給付諸制度の詳細や提出書類等については、随時公立学校共済組合埼玉支部のホームページで周知しております。請求時はホームページを御確認のうえ、御提出ください。（<https://www.kouritu.or.jp/saitama/tetsuduki/tanki/kyugyo/index.html>）

公立学校共済組合 埼玉支部 短期給付担当

TEL : 048-830-6696

MAIL : a6680-04@pref.saitama.lg.jp

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

職員会館5階福利課内